

○狛江市成年後見制度における市長による審判請求手続等に関する要綱

平成13年3月23日要綱第16号

改正

平成13年6月29日要綱第48号

平成15年11月18日要綱第88号

平成20年3月28日要綱第9号

平成21年5月22日要綱第77号

平成25年4月15日要綱第74号

狛江市成年後見制度における市長による審判請求手続等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、狛江市長（以下「市長」という。）が、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2（以下「法律等」という。）の規定に基づき、民法（明治29年法律第89号）第7条、第11条、第13条第2項、第15条第1項、第17条第1項、第876条の4第1項又は第876条の9第1項に規定する審判の請求（以下「審判の請求」という。）について市長が行う補助、保佐及び後見の開始の申立手続等を定めることを目的とする。

(審判請求の対象者)

第2条 審判請求の対象者は、判断能力の十分でない高齢者、知的障がい者又は精神障がい者（以下「要支援者」という。）であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 配偶者及び2親等内の親族（以下「配偶者等」という。）がいない者
- (2) 配偶者等が審判の請求を拒否し、又は配偶者等の虐待の事実等がある者
- (3) 音信不通その他の理由により、配偶者等による審判請求を行うことができないと認められる者

2 前項各号の規定にかかわらず、対象者の4親等内の親族等において審判の請求に係る申立手続等を行うことが明らかであるときは、市長は申立手続等を行わないものとする。

(審判請求の要件)

第3条 市長は、法律等の規定により審判の請求を行うにあたっては、審判の対象者（以

下「本人」という。) に関し, 次の各号に掲げる事項を総合的に考察することとする。

(1) 本人の判断能力

(2) 配偶者等の存否及び当該配偶者等による審判の請求を行う意思の有無

(3) 本人に対して市が行う各種施設の活用に伴う支援策の効果

(請求の手續)

第4条 審判の請求に係る申立書及び添付書類並びに予納すべき費用その他の手續は, 家庭裁判所の定めるところによる。

(費用の負担)

第5条 審判請求に係る費用については, 家事事件手続法(平成23年法律第52号。以下「法」という。)第28条第1項の規定により市長が負担する。

(費用の求償)

第6条 市長は, 前条で負担した審判請求に係る費用に関し, 本人又は関係人が負担すべき特別の事情があると判断したときは, 市長が負担した審判請求に係る費用の求償権を確保するため, 法第28条第2項の命令に関する職権発動を促す申立てを家庭裁判所に対し行うものとする。

(委託)

第7条 市長は, 審判請求に係る第2条各号に掲げる事項に係る調査, 書類作成等を一般社団法人多摩南部成年後見センターに委託することができる。

(補則)

第8条 この要綱の実施について必要な事項は, 福祉保健部長が別に定める。

付 則

この要綱は, 公布の日から施行する。

付 則 (平成13年6月29日要綱第48号)

この要綱は, 平成13年7月1日から施行する。

付 則 (平成15年11月18日要綱第88号)

この要綱は, 公布の日から施行し, 平成15年10月1日から適用する。

付 則 (平成20年3月28日要綱第9号)

この要綱は, 平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成21年5月22日要綱第77号）

この要綱は、平成21年5月26日から施行する。

付 則（平成25年4月15日要綱第74号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成25年1月1日から適用する。

改正

平成28年3月31日要綱第46号

狛江市成年後見制度利用支援に係る費用助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域福祉の増進を図るため、民法（明治29年法律第89号）第7条、第11条及び第15条に規定する成年後見制度の利用にあたり、後見開始の審判、保佐開始の審判又は補助開始の審判の請求（以下「後見等開始審判」という。）に係る申立費用及び家事事件手続法（平成23年法律第52号）別表第1第13項、第31項及び第50項の規定に基づく報酬付与の審判（以下「報酬付与審判」という。）により決定された成年後見人、保佐人、補助人、成年後見監督人、保佐監督人又は補助監督人（以下「成年後見人等」という。）に対する報酬（以下「費用等」という。）を負担することが困難な者に対して助成を行うことについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 助成の対象者は、狛江市内に居住する者又は狛江市外の施設等への入所等に伴う狛江市からの転出により、介護保険法（平成9年法律第123号）第13条、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第55条に規定する住所地特例として狛江市が保険者となっている者並びに狛江市が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項の規定による支給決定機関又は生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第3項の規定による保護の実施機関となっている者で、福祉サービスの観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 生活保護法第24条又は第25条に基づき保護を受けている者

(2) 対象者の属する世帯の収入及び資産から費用等を控除した後の金額が生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）により算定した最低生活費の額を下回る者

(3) その他市長が特に必要と認める者

(助成対象費用及び助成額)

第3条 助成対象費用は、費用等の全部又は一部とする。

2 費用等のうち、成年後見人等に対する報酬に係る助成額は、報酬付与審判により決定された報酬の額の範囲内とし、施設入所者については月額18,000円を、その他の者については月額28,000円を上限とする。ただし、施設等に入所していない日を含む月については、月額28,000円を上限とする。

(補助対象期間)

第4条 補助対象期間は、報酬付与審判によって決定された報酬対象期間とする。

(申請)

第5条 助成を受けようとする対象者又は成年後見人等（以下「申請者」という。）は、狛江市成年後見制度利用支援に係る費用助成申請書（第1号様式）に所得状況を明らかにする書類等を添えて市長に提出するものとする。

(交付決定及び不交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、助成の可否を決定し、狛江市成年後見制度利用支援に係る費用助成交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により、決定内容を申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第7条 前条の規定に基づき交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、市長に対し、狛江市成年後見制度利用支援に係る費用助成金請求書（第3号様式）により、助成金を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定に基づく請求があったときは、交付決定者に対し、速やかに助成金を交付するものとする。

(譲渡又は担保の禁止)

第8条 交付決定者は、第6条の規定に基づき助成を受ける権利を第三者に譲渡し又は担保に供してはならない。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、交付決定者が偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき又

は交付決定を取消しするに足る理由が判明したときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定に基づき交付決定を取り消したときは、狛江市成年後見制度利用支援に係る費用助成取消決定通知書（第4号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第10条 市長は、前条第1項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、交付決定者に対し、期間を定めてその返還を命ずることができる。

2 市長は、交付決定を受けた成年被後見人、被保佐人及び被補助人の死亡時において、被相続財産等があることが判明したときは、当該相続人に対し、助成金の返還を求めることができる。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則（平成28年3月31日要綱第46号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

第1号様式から第4号様式（省略）

狛江市成年後見制度利用支援に係る費用助成申請書

狛 江 市 長 様

狛江市成年後見制度利用支援に係る費用助成要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

申込者	氏名		対象者との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 成年後見人 <input type="checkbox"/> 保佐人 <input type="checkbox"/> 補助人 <input type="checkbox"/> 成年後見監督人 <input type="checkbox"/> 保佐監督人 <input type="checkbox"/> 補助監督人
	住所	〒 〔電話〕		
対象者 (成年被 後見人等)	氏名		生年月日	明治 大正 年 月 日 昭和 平成
	住所	〒 〔電話〕		
申込の理由				
助成申込の対象期間		年 月 日 ~ 年 月 日		
助成申込金額		円		
申込期間における 世帯の収支状況等	種別	主な内容及び金額		合計(円)
	収入	記入例 公的年金, 生活保護費等		円
	支出	記入例 各種税金, 社会保険料, 介護保険サービス利用料等		円
	審判申立に要する費用		円	
	後見人等報酬額(付与決定額)		円	
生活保護受給の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
添付書類		<input type="checkbox"/> 家庭裁判所からの後見人開始決定通知の写し <input type="checkbox"/> 生活保護受給証明書(保護該当者のみ添付してください。) <input type="checkbox"/> 登記事項証明書(後見人が申請する場合のみ添付してください。) <input type="checkbox"/> 家庭裁判所からの報酬付与審判決定書の写し <input type="checkbox"/> 収支報告書(家庭裁判所に提出したものの写しで可) <input type="checkbox"/> 後見事務報告書(家庭裁判所に提出したものの写しで可) <input type="checkbox"/> 財産目録(家庭裁判所に提出したものの写しで可)		

狛江市成年後見制度利用支援に係る費用助成交付(不交付)決定通知書

様

狛 江 市 長

年 月 日付けで申請のありました成年後見制度利用支援に係る費用助成について、
狛江市成年後見制度利用支援に係る費用助成要綱第6条により、次のとおり交付(不交付)を
決定しましたので通知いたします。

成年後見人等	氏名		対象者との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 成年後見人 <input type="checkbox"/> 保佐人 <input type="checkbox"/> 補助人 <input type="checkbox"/> 成年後見監督人 <input type="checkbox"/> 保佐監督人 <input type="checkbox"/> 補助監督人
	住所	〒 〔電話〕		
対象者 (成年被 後見人等)	氏名		生年月日	明治 大正 昭和 平成 年 月 日
	住所	〒 〔電話〕		
助成対象期間		年 月 日から 年 月 日まで		
交付決定金額				
不交付の理由				

※狛江市成年後見制度利用支援に係る費用助成金請求書(第3号様式)により、今回決定された
助成金の交付請求をしてください。

年 月 日

狛江市成年後見制度利用支援に係る費用助成金請求書

狛 江 市 長 様

請 求 者 _____

住 所 _____

対象者氏名(成年被後見人等) _____

年 月 日狛 発第 号で決定された交付決定について、狛江市成年後見制度利用
支援に係る費用助成要綱第7条第1項により、下記のとおり助成額を請求します。

なお、助成額は、下記の口座に振込みを依頼します。

記

1. 請 求 金 額 _____ 円

2. 振 込 先

振込先金融機関	金融機関名	支店名
預金種目	1 普通 2 当座	
口座番号		
(フリガナ)		
口座名義		

狛江市成年後見制度利用支援に係る費用助成取消決定通知書

様

狛 江 市 長

年 月 日付けで申請のありました成年後見制度利用支援に係る費用助成について、狛江市成年後見制度利用支援に係る費用助成要綱第9条第1項により、次のとおり費用助成の取消を決定しましたので、同条第2項により通知いたします。

成年後見人等	氏名		対象者との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 成年後見人 <input type="checkbox"/> 保佐人 <input type="checkbox"/> 補助人 <input type="checkbox"/> 成年後見監督人 <input type="checkbox"/> 保佐監督人 <input type="checkbox"/> 補助監督人
	住所	〒 〔電話〕		
対象者 (成年被 後見人等)	氏名		生年月日	明治 大正 年 月 日 昭和 平成
	住所	〒 〔電話〕		
取消の理由				
交付済額				
返還請求額				
返還期限				